

徳島県議会選挙区等検討委員会 結果報告書

平成30年3月

目 次

I	選挙区等検討委員会の設置	1
II	検討の経緯及び概要	1
III	結論	3
IV	参考資料	6
	徳島県議会議員の選挙区別定数の配当に関する調べ	7
	徳島県議会選挙区等検討委員会要綱	8
	徳島県議会選挙区等検討委員会委員名簿	9

I 選挙区等検討委員会の設置

当検討委員会は、平成27年国勢調査の結果を受け、平成31年4月に実施予定の徳島県議会議員一般選挙に向け、徳島県議会の議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、検討を行う必要があることから、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、徳島県議会会議規則第128条第2項の規定に基づき、平成29年7月5日に臨時的に設置され、計8回の委員会を開催した。

II 検討の経緯及び概要

1 第1回検討委員会（平成29年7月5日）

- (1) 委員長・副委員長を選出
- (2) 検討委員会を、報道機関に原則公開で行うことを決定
- (3) 検討のスケジュールについて協議し、おおむね、毎定例会、開会日頃と閉会日頃の2回、検討委員会を開催し、平成30年2月定例会までに結論を出すことを決定

2 第2回検討委員会（平成29年9月15日）

- (1) 選挙区に係る関係法令等について、県地方創生局から説明を聴取

3 第3回検討委員会（平成29年10月6日）

- (1) 全国都道府県議会議長会から、全国における選挙区等の検討状況等について、説明を聴取
- (2) 美馬第二選挙区の合区先について協議
- (3) 那賀選挙区の取扱いについて協議

4 第4回検討委員会（平成29年11月27日）

- (1) 委員長から、美馬第二選挙区の合区先に関し、同選挙区及び美馬第一選挙区選出議員の意見を報告
- (2) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について協議

5 第5回検討委員会（平成29年12月15日）

- (1) これまでの委員会における各委員の意見について、事務局から報告
- (2) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について協議

6 第6回検討委員会（平成30年2月15日）

- (1) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、各会派から会派として集約した意見を発表し、協議

7 第7回検討委員会（平成30年2月23日）

- (1) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、各会派で再検討した意見を発表し、協議
- (2) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、委員間で合意

8 第8回検討委員会（平成30年3月8日）

(1) 結果報告書について協議し、決定

Ⅲ 結論

今回の検討委員会は、平成27年10月に実施された国勢調査の結果を受け、検討を行ったところであり、急激な人口減少により強制合区の対象となった美馬第二選挙区及び特例選挙区として存置している那賀選挙区の取扱いを中心に、総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、各委員、各会派間で幅広い観点から協議を重ねてきたところである。

検討の過程においては、各委員から人口比例と地域間の均衡や一票の格差の是正について意見が出され、各会派における意見集約を経て、最終的には委員会として、次の3点を委員会の結論としてとりまとめた。

なお、オブザーバーとして参加した3会派のうち、公明党県議団及び和の会はこの結論に賛成であり、日本共産党は反対であったことを付記しておく。

- 1 美馬第二選挙区を美馬第一選挙区と合区し、合区後の定数を2人とする。

美馬第二選挙区については、平成17年3月に美馬市及びつるぎ町が設置されたことに伴い美馬第一選挙区とともに置かれ

た選挙区であるが、平成27年国勢調査の結果、配当基数が0.5を下回り、公職選挙法の規定により、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けなければならないこととなった。

合区先については、全委員、全会派において、美馬第一選挙区とすることで異論はなく、また、両選挙区の地元議員の意見も同様であった。

一方、合区後の定数については、現在の美馬第一選挙区の定数が2人、美馬第二選挙区の定数が1人であり、これらを合計した3人とすべきとの意見があったが、合区後の選挙区の人口と定数が吉野川選挙区と逆転することから、協議の結果、最終的に1人減の2人を定数とすることとした。

2 那賀選挙区を特例選挙区として存続する。

那賀選挙区については、平成22年国勢調査において配当基数が0.5を下回ったところであるが、昭和41年以前に設けられていた選挙区であることから、公職選挙法の規定により、平成23年及び平成27年の県議会議員一般選挙においては、特例選挙区として存続していたものである。

当選挙区は、平成27年国勢調査の結果においても、引き続き配当基数が0.5を下回ったことから、改めてその取扱いについて検討を行った。

委員からは、中山間地域における地域代表の必要性や那賀郡の広大な面積から那賀選挙区の存続を求める意見、人口が基本であることから他の選挙区と合区すべきという意見など、様々な意見があったが、協議の結果、最終的に特例選挙区として存

続することとした。

3 総定数を1人減らし、38人とする。

徳島県議会の議員定数については、平成27年4月の一般選挙時にそれまでの41人から2人減らし、39人としており、これは旧の法定上限数と比較すると2人少ない状況となっている。

委員からは、県民の声を県政にしっかりと反映していくために現在の定数を維持すべきだという意見、美馬第二選挙区に加え、那賀選挙区、三好第二選挙区を他の選挙区と合区し、それぞれ1人減らし、合計で3人減らすべきだという意見など、様々な意見があったが、協議の結果、最終的に1人減らし、38人とする事とした。

IV 参考資料

徳島県議会議員の選挙区別定数の配当に関する調べ

徳島県議会選挙区等検討委員会要綱

徳島県議会選挙区等検討委員会委員名簿

徳島県議会議員の選挙区別定数の配当に関する調べ

選 名	選 区 域	平成27年国勢調査確定人口による					平成22年国勢調査確定人口による				
		人口 A	配当 基数	端数 順位	定数		人口 D	配当 基数	定数 E	議員1人当たり人口格差(人口比例)	
					現行 定数B	人口 比例C				議員1人当たり人口 A/B ①	議員1人当たり人口格差(人口比例) D/E ④
徳島	徳島市、名東郡	260,843	13,461	5	10	13	△ 3	26,084	1,346	3,104	1,326
鳴門	鳴門市	59,101	3,050	10	3	3	0	19,700	1,017	2,345	1,018
小松島・勝浦	小松島市、勝浦郡	45,601	2,353	7	3	2	1	15,200	0,784	1,809	0,797
阿南	阿南市	73,019	3,768	2	4	4	0	18,255	0,942	2,173	0,944
吉野川	吉野川市	41,466	2,140	8	2	2	0	20,733	1,070	2,468	1,093
阿波	阿波市	37,202	1,920	1	2	2	0	18,601	0,960	2,214	0,974
美馬第一	美馬市	30,501	1,574	4	2	1	1	15,251	0,787	1,815	0,806
三好第一	三好市	26,836	1,385	6	2	1	1	13,418	0,692	1,597	0,744
名西	名西郡	30,890	1,594	3	2	2	0	15,445	0,797	1,838	0,794
那賀	那賀郡	8,402	0,434	—	1	1	0	8,402 ③	0,434	1,000	0,463
海部	海部郡	20,634	1,065	9	2	1	1	10,317	0,532	1,228	0,572
板野	板野郡	97,673	5,040	11	4	5	△ 1	24,418	1,260	2,906	1,204
美馬第二	美馬郡	8,927	0,461	—	1	1	0	8,927	0,461	1,062	0,521
三好第二	三好郡	14,638	0,755	—	1	1	0	14,638	0,755	1,742	0,747
合 計		755,733	39,000		39	39	0	19,378 ②	1,000	2,306	1,000
											2,162

※配当基数 = 当該選挙区の人口 ÷ 議員一人当たりの人口

徳島県議会選挙区等検討委員会要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）第二百一十八条第二項本文の規定により協議等の場として設けられた徳島県議会選挙区等検討委員会（以下「委員会」という。）について、同条第四項の規定に基づき運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第二条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(招集)

第三条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の定足数)

第四条 会議は、構成員の半数以上が出席するとともに、それぞれの会派（所属議員が四人以上のものに限る。第六条において同じ。）から一人以上の出席がなければ開くことができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(構成員以外の出席者)

第五条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員のほか、所属議員が三人以下の会派からそれぞれ一人の議員を会議に出席させることができる。

2 議長及び副議長は、必要があると認めるときは、会議に出席し、発言できるものとする。

(代理出席)

第六条 会派は、構成員が会議に出席できないときは、他の議員を代理出席させることができる。この場合において、当該代理出席した議員は、構成員とみなす。

(議事)

第七条 会議は、委員長が議事を整理する。

(記録)

第八条 委員長は、職員をして、会議の日時、出席者の氏名、会議の概要等を記載した記録を作成させるものとする。

(委員長の職務代行)

第九条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは副委員長が、委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは年長の構成員が、この要綱に定める委員長の職務を行う。

(傍聴)

第十条 会議は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し退席を求めることができる。

(報告)

第十一条 委員長は、委員会の協議又は検討が終了したときは、結果報告書を議長に提出しなければならない。

(補則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成二十九年七月五日から施行する。

2 最初の委員会の招集については、第三条及び第九条の規定にかかわらず、議長がこれを行う。

3 この要綱は、第十一条に規定する結果報告書を議長に提出した日限り、その効力を失う。

徳島県議会 選挙区等検討委員会 委員名簿

職 名	氏 名	会 派 名	備 考
委 員 長	桜 本 孝	徳島県議会自由民主党	
副委員長	来 代 正 文	徳島県議会自由民主党	
委 員	須 見 一 仁	徳島県議会自由民主党	
委 員	喜 多 宏 思	徳島県議会自由民主党	
委 員	中 山 俊 雄	徳島県議会自由民主党	
委 員	島 田 正 人	徳島県議会自由民主党	
委 員	丸 若 祐 二	徳島県議会自由民主党	
委 員	岩 丸 正 史	徳島県議会自由民主党	
委 員	重 清 佳 之	徳島県議会自由民主党	
委 員	庄 野 昌 彦	新 風 ・ 民 進 ク ラ ブ	
委 員	高 井 美 穂	新 風 ・ 民 進 ク ラ ブ	
	木 南 征 美	議 長	オブザーバー
	寺 井 正 邇	副 議 長	オブザーバー
	達 田 良 子	日 本 共 産 党	オブザーバー
	古 川 広 志	公 明 党 県 議 団	オブザーバー
	長 池 文 武	和 の 会	オブザーバー